

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成19年度 税制改正のあらまし

【株式等を譲渡した場合の特例についての改正(主なもの)】

1 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例(措法37の11)の改正

上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例の適用期限が平成20年12月31日まで1年延長されました(措法37の11①)。

2 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例(いわゆるエンジェル税制)の改正

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限が、平成21年3月31日まで2年延長されました(措法37の13の3①)。また、エンジェル税制の対象となる中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者(以下「特定新規中小企業者」といいます。)等の要件が緩和され、特定新規中小企業者に係る確認手続が合理化されました。

《適用時期》

この改正は、平成19年4月1日から施行されます。

3 会社法における合併等対価の柔軟化(三角合併等の解禁)に伴う税制措置

(1) 法人の株主等がその法人の合併により合併法人との間にその合併法人の発行済株式若しくは出資(以下「発行済株式等」といいます。)の全部を保有する関係として一定の関係がある法人(以下「合併法人の100%親法人」といいます。)の株式若しくは出資(以下「株式等」といいます。)のみが交付された法人の合併は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する金額の範囲等から除かれることとされました(措法37の10③一)。

(2) 法人の株主等がその法人の分割により分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として一定の関係がある法人(以下「分割承継法人の100%親法人」といいます。)の株式等のみが交付された法人の分割は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する金額の範囲等から除かれることとされました(措法37の10③二)。

(3) 所得税法第57条の4第1項の株式交換に係る譲渡所得等の特例の対象に、居住者がその有する株式(以下「旧株」といいます。)につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により、株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として一定の関係がある法人(以下「株式交換完全親法人の100%親法人」といいます。)の株式等のみが交付された場合が追加されました(所法57の4①)。

(4) 法人の合併により合併法人の100%親法人の株式等のみが交付された場合、法人の分割により分割承継法人の100%親法人の株式等のみが交付された場合及び株式交換により株式交換完全親法人の100%親法人の株式等のみが交付された場合における次の特例等の適用について所要の整備が行われました。

① 有価証券の取得価額の調整計算(所令112①、113①、167の7③)

② 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例(措法37の11の2②三・四、措令25の10④⑤一)

③ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例(措令25の10の2④七・九・十)

④ 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(措令25の13の2⑤三・五・六)

平成19年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

- (5) 合併等により株主に外国親法人の株式が交付された場合、非居住者について、その合併等の時に旧株の譲渡益（日本で課税の対象となる国内源泉所得に該当するものに限り、）に対して課税することとされました。この取扱いは、非居住者が国内において行う事業に係る資産として、国内の恒久的施設において管理する旧株に対応して交付される場合には適用されません。また、非居住者がその交付を受けた外国親法人の株式を国内において行う事業に係る資産として国内の恒久的施設において管理しなくなる一定の行為を行った場合には、その時に外国親法人の株式を譲渡したのものとして課税することとされました（措法37の14の2）。
- (6) 国際的な租税回避を防止するため、企業グループ内の法人間で行われる合併等のうち、軽課税国に所在する実体のない外国親法人の株式を対価とし、国内の合併法人等にも事業の実体が認められないものは、適格合併等に該当しないこととされ、この合併等により、交付される対価が軽課税国に所在する実体のない外国親法人の株式である場合には、その合併等の時に株主の旧株の譲渡益に対して課税することとされました（措法37の14の3）。

《適用時期》

上記(1)～(5)の改正は、平成19年5月1日以後に行われる合併等について適用されます。

上記(6)の改正は、平成19年10月1日以後に行われる合併等について適用されます。

4 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「証券取引法」が「金融商品取引法」に改正されたことに伴い、所要の整備が行われました。
- (2) 所得税の確定申告書の提出が e-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行われる場合において、特定口座年間取引報告書については、その提出に代えて、その記載内容を入力して送信することができることとされました。この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、その入力内容の確認のためにその特定口座年間取引報告書を提出させることができ、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって特定口座年間取引報告書の提出をしたことにはならないものとされます（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5③④、平成19年国税庁告示第7号、第8号）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から適用されます。

上記(2)の改正は、平成20年1月4日以後に、e-Tax を使用して平成19年分以後の所得税の確定申告書の提出を行う場合について適用されます。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

5 居住用財産の譲渡に関する改正

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2～36の5）買換え（交換）により取得する家屋の床面積要件の上限（改正前280㎡以下）が撤廃されるとともに、特例の適用期限が平成21年12月31日まで3年延長されました（措法36の2～36の5、措令24の2③一）。
- (2) 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（旧措法36の2～36の5）
この特例は所要の経過措置を講じた上、廃止することとされました。
- (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）
特例の適用期限が平成21年12月31日まで3年延長されました（措法41の5⑦一、措法41の5の2⑦一）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成19年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

上記(2)の改正は、平成19年3月31日以前に行った居住用財産の譲渡については、なお従前の例によることとされます。

6 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 都市再生特別措置法の改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の2）について所要の整備が行われました（措法31の2②二、措令20の2②六、措法34の2②十一、措令22の8⑩）。
- (2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）及び特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）について所要の整備が行われました（措法31の2②六、措令20の2⑤⑥、措法37①表十五、措令25②②）。
- (3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34）の対象となるすべての土地等の譲渡において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととされました（措法34③）。
- (4) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）において、国内にある長期所有（譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるもの）の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました（措法37①表十六、③）。
- (5) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（措法39）において、この特例の適用を受けた者が、相続税に係る更正の請求の特則により相続税額が減少した場合において、所得税の修正申告書を提出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税の額に係る延滞税の計算について、その適用を受けた所得税の法定納期限の翌日からその提出等の日までの期間は延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされました（措法39④）。

《適用時期》

上記(1)及び(2)の改正は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う譲渡について適用されます。

上記(3)の改正は、平成20年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

上記(5)の改正は、平成19年4月1日以後に所得税の修正申告書を提出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税について適用されます。

【新信託法の制定に伴う税制上の措置（主なもの）】

- 1 信託の受益者等（所得税法第13条第1項に規定する受益者及び同条第2項において受益者とみなされる者をいいます。以下同じです。）はその信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者等の収益及び費用とみなして、所得税法の規定を適用することとされました（所法13）。
- 2 法人課税信託（注）の受益権（一定のものを除きます。）は株式又は出資とみなすこととされました（所法6の3四）。
※ これにより、法人課税信託の受益権の譲渡による所得は、租税特別措置法第37条の10の規定により株式等に係る譲渡所得等として所得税が課税されることとなります。
（注） 法人課税信託とは、①特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託、②受益者等が存しない信託、③法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当するもの、④受領時課税される投資信託（証券投資信託、国内公募等投資信託等）以外の投資信託、⑤特定目的信託をいいます。
- 3 法人課税信託（受益者等が存しない信託を除きます。）の委託者がその有する資産の信託をした場合には、その法人課税信託に係る受託法人に対する出資があったものとみなすこととされました（所法6の3六）。

※ これにより、その資産が譲渡所得の基因となる資産である場合には、所得税法第33条等の規定により、その法人課税信託に係る受託法人にその資産の譲渡（現物出資）があったものとみなして、その信託の委託者に対して所得税が課税されることとなります。

- 4 法人課税信託（受益者等が存しない信託に限ります。）の委託者がある場合には、その法人課税信託に係る受託法人に対する贈与によりその資産の移転があったものとみなすこととされました（所法6の3七）。

※ これにより、その資産が譲渡所得の基因となる資産である場合には、所得税法第33条、第59条等の規定により、その時における価額に相当する金額により、その法人課税信託に係る受託法人にその資産の譲渡があったものとみなして、その信託の委託者に対して所得税が課税されることとなります。

- 5 信託（法人課税信託等一定の信託を除きます。以下同じです。）の委託者（居住者に限ります。以下同じです。）がその有する資産を信託した場合において、適正な対価を負担せずに受益者等となる者（法人に限ります。以下同じです。）があるときは、その信託の受益者等となる者に対して贈与によりその信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとする等の信託の委託者等の所得金額の計算について所要の整備が行われました（所法67の3③～⑥）。

※ これにより、その信託に関する権利に係る資産等が譲渡所得の基因となる資産である場合には、所得税法第33条、第59条等の規定により、その信託の受益者等となる者等にその信託に関する権利に係る資産等の譲渡があったものとして、その信託の委託者等に対して所得税が課税されることとなります。

- 6 上記に掲げる改正のほか、新信託法の制定に伴い、次の特例等の適用について所要の整備が行われました。

- (1) 有価証券の取得価額の調整計算（所令110、112、113及び114）

有価証券の取得価額の調整を行う必要がある事由について所要の整備が行われました（所令110②、112①②、113①⑤⑥、114④）。

- (2) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）

株式等の範囲及び株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する金額の範囲等について所要の整備が行われました（措法37の10②六、③一～三、④）。

- (3) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例（措法37の11の2）

平成13年9月30日以前から引き続き所有していたものとみなされる上場株式等の範囲について所要の整備が行われました（措法37の11の2②四、措令25の10⑤六）。

- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の3）

特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲について所要の整備が行われました（措法37の11の3③二、措令25の10の2④八）。

《適用時期》

これらの改正は、原則として信託法の施行の日以後に効力が生じる信託について適用されます。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、税務署又は税務相談室におたずねください。

また、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税金に関する疑問について解説をしているタックスアンサーなど、様々な情報等を提供しておりますので、是非ご利用ください。

e-Tax



確定申告書や計算明細書等は国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができ、その作成した確定申告書や計算明細書等は「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」により、ご自宅などからオンラインで提出することができます。

e-Taxのご利用に当たっては、開始届出書の提出（オンラインで提出できます。）や、電子証明書の取得などの事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。